

# ◆住居表示の整備による住みよいまちづくりの推進◆

## 1. 現状の課題

鷲山地域では、平成30年2月に解決をみた鷲山南地区のように、同一番地が地区内に複数存在する住居表示が混乱した地域が存在する。現在も、鷲山南地区の西側に位置する地域を対象に、住居表示問題の課題解決に向けた協議が進められているが、その他にも該当する地域が複数存在することが確認されている。

(3) 2016年12月31日 ふれあい 鷲山
ふれあい 鷲山 2016年12月31日 (2)

その後の平成28年10月1日、対象地区住民に対し、住民説明会を開催しました。

**住居表示されている横断されている住居表示の検討案**

実施前：岐阜市 鷲山 1769番地2

実施後：岐阜市 鷲山 1769番地11号

町(字)名 街区番号 住居番号

※街区番号の●●の所に「文字」を入れて表記し、住所の表示をわかりやすく表記します。

### 住居表示問題の解決に向けて

なぜ、同一番地に複数の住所が...

**同一住所の抱える課題とは...**

同一番地(住所)に複数の住宅が存在することで様々な課題を抱えています。地区外来訪者が訪問先を特定しづらい。火災・救急・事件発生等の緊急時に現場を住所で特定しづらい。車載ナビやインターネットの地図サービス等住所を活用したサービスが活用しづらい。これに伴う新規転居者の減少や空き家の進行への懸念等があります。この様な課題を解決するために住居表示の実施を進めようとして長年

住居表示を行う対象範囲(緑線内)

おおよその 鷲山 1768-5

おおよその 鷲山 1769-2

←こちらのQRコードから、住居表示の手引きをご覧いただけます。ご確認ください。

**住居表示の対象範囲は?**

住居表示を実施する対象範囲は、行政区(鷲山南地区)内にある、街区番号が「1768」及び「1769」の地域です。街区番号が「1768」及び「1769」以外の地域は、住居表示の対象外となります。

**住居表示の手続きが必要になるのか?**

住居表示の実施に伴い、土地・建物等の所有権の所在、住所変更、運転免許手続、金融機関、各種契約手続等に伴う住所変更が必要となります。住居表示が実施された際には、住居表示の手引きを参考に、住所変更の手続きを行います。

**住居表示の自治会との関わりは?**

住居表示は、自治会の構成メンバーによって行われます。自治会が、住居表示の手引きを参考に、住居表示の手続きを進めます。

**住居表示の課題とは?**

同一番地(住所)に複数の住宅が存在することで様々な課題を抱えています。地区外来訪者が訪問先を特定しづらい。火災・救急・事件発生等の緊急時に現場を住所で特定しづらい。車載ナビやインターネットの地図サービス等住所を活用したサービスが活用しづらい。これに伴う新規転居者の減少や空き家の進行への懸念等があります。この様な課題を解決するために住居表示の実施を進めようとして長年

**住居表示のメリットとは?**

住居表示の実施により、住所の表示がわかりやすくなり、火災・救急・事件発生等の緊急時に現場を住所で特定しやすくなります。また、住居表示の実施により、住居表示の手引きを参考に、住所変更の手続きを進めます。

図 鷲山南地区での住居表示問題の解決に向けた概要



写真 住居表示に向けた協議の様子(左：住居表示協議会 右：住民対象の住居表示相談会)

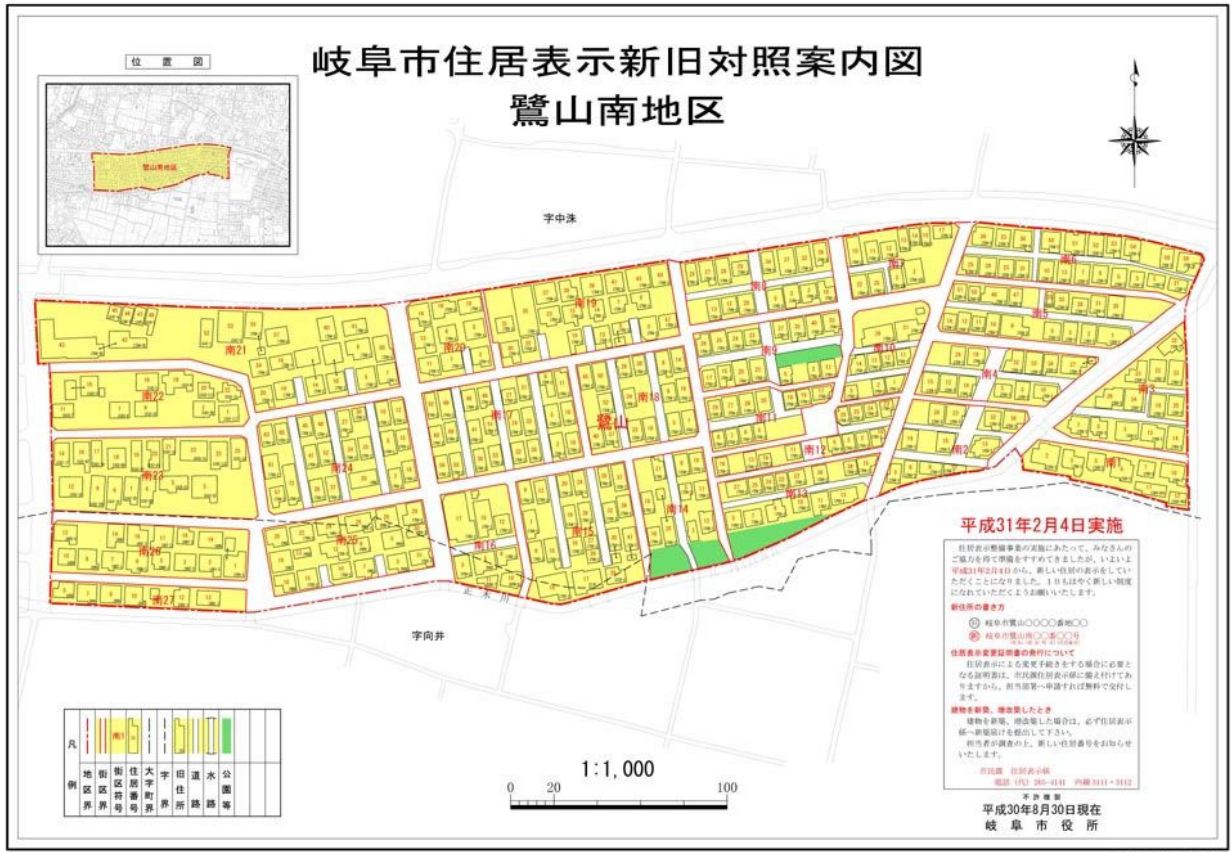


図 鷺山南地区住居表示案内図



写真 鷺山南地区住居表示実施後の様子(左：街区案内板除幕式 右：住居表示特別受付)

## 2. 目指すべき方向性

平成30年2月に住居表示の課題を解決した「鷺山南地区」を見本地区として、現在進められている「鷺山南地区」の西側の地域をはじめ、その他の住居表示に課題を抱える地域について、整備が進められるよう地域住民への理解・協力を進め、課題の整理、対策方法の検討、岐阜市担当部局と地域住民が協力できる体制を構築し、住居表示問題の解決に向けて進めていく。

## 3. 目標達成に向けた時期

鷺山南地区の解決に続き、鷺山地区内での住居表示を10年後(令和10年頃)迄に整備を目指す。

## ◆まちづくり活動の活性化に向けた若者世代のまちづくり活動への参画の推進◆

### 1. 現状の課題

鷺山地域においても、かつては青年団、婦人会といった若者世代がまちづくり活動に参画する組織が構成されていたが、社会状況の変化に伴い、そのような若者世代が構成する団体も解散し、現在に至る。その影響もあり、現在、**鷺山自治会連合会や各種団体が実施する様々なまちづくり活動における担い手も、近年高齢化が進むと共に、世代交代を進めるための人材の確保が困難な状況**を迎えている。

このような課題の解決に向けて、若者世代が、鷺山地域のまちづくり活動に参加する受け皿としての「青年団」や「婦人会」といった組織を再構成したとしても、若者世代の価値観の変化、社会環境の変化を考慮すると、そのような組織に参画する若者世代を確保することは困難である。

その一方、**小学生、中学生、高校生、大学生といった学生の中には、まちづくり活動への参画を呼びかけると、その活動に興味を示し、参画を希望する若者が一定数いることも事実である。**



写真 鷺山夏祭り大会で運営ボランティアに取り組む青山中学校生徒



写真 鷺山地域のまちづくり活動へのボランティア説明会に参加する青山中学校生徒



写真 鷺山校区文化祭の取り組みを支援するインリーダー生及びその卒業生

しかしながら、小学生、中学生へのまちづくりの参画の呼びかけも、学校を介して行っているため、学校を卒業してしまうと、鷺山地域のまちづくりへの参画を呼びかける手段がなくなってしまい、若者世代がまちづくりに参加するきっかけを小・中学生の時に得たとしても、その継続が困難な状況にある。

## 2. 目指すべき方向性

上記課題が示すような中、近年注目すべき取り組みとして、鷺山校区新成人を祝い励ます会の運営に携わる新成人代表者の活動がある。



写真 鷺山校区新成人を祝い励ます会の運営に携わった新成人代表

鷺山校区新成人を祝い励ます会の運営には、以前から新成人代表者が関わってきてはいたものの、その運営の主体的な部分の大半を、鷺山自治会連合会関係者が行ってきた。そのような状況の中、近年、運営部分の重要な部分を徐々に新成人代表者及び子育て関連団体の役員関係者に委ねていくことを進めている。その結果、式典内容に対して新しいアイデアが出てきたり、ブラッシュアップも進められるという活性化を図ることができている取り組みの一つである。この様な活動に参加する若者は、まちづくりに関わる機会、その情報を提供することで、今後の鷺山地域のまちづくりに参画してくれることが期待されると共に、将来的には、鷺山地域のまちづくりの担い手として成長してくれることが期待される。

そこで、まちづくり活動に興味を持ち、参画を希望する若者達に対して、鷺山地域のまちづくり活動で活躍できる機会を確保することが急務である。今までは、小・中学生に対してのまちづくり活動への案内は、各学校を介して行ってきたが、卒業後の児童・生徒へのフォローまではできていない状況であ

った。そのような状況を改善するためにも、卒業後にもまちづくり活動への参画を希望する児童・生徒のデータベースを構築すると共に、若者世代がまちづくり活動の情報を入手しやすくするためのSNS等を活用した情報発信をすすめることで、若者世代の継続的なまちづくり活動への参画の機会を確保する。

### 3. 目標達成に向けた時期

まちづくり活動へ参画を希望する若者世代のデータベースの構築に向けた情報収集は随時実施する。更に、若者世代への情報発信に向けたSNS等を活用した情報発信体制の構築を可能な限り早期に実現する。

また、そのような若者世代がまちづくり活動への参画を通して、10年後(令和12年頃)には、鷺山地域のまちづくり活動の中心的な担い手として活躍してくれることを目指す。

## ◆自治会及び各種団体組織に対する行政からの依頼案件活動のブラッシュアップ(依頼事業、事案の精査)◆

### 1. 現状の課題

自治会連合会をはじめとした各種団体組織は、現在、担い手が不足すると共に、構成人員の高齢化、構成人員の単位自治会内輪番制による組織編成等により、構成人員の経験、実可動性に大きな変化をもたらしている。そのような構成人員の変化により、実質的な活動において支障を来す場面が増加する傾向にある。その一方、岐阜市では、「岐阜市住民自治基本条例」をはじめ市民との協働による活動を推進する中、補完性の原則の下、地域住民への依頼（協働）案件が増加する傾向にあると見受けられる。

このようなミスマッチは、依頼案件の適切な執行を損なう可能性があると共に、自治会をはじめとした依頼組織自体の疲弊を招くという負のスパイラルに陥る状態にある。

### 2. 目指すべき方向性

今後の自治会連合会及び単位自治会、各種団体組織では、担うことができる案件内容を精査する必要があると共に、現在実施している自治会及び各種団体組織の事業の仕分け（クラッシュ&ビルド）をする必要がある。

また、自治会組織及び各種団体組織の実施する行政の依頼案件については、その多くを各組織からの希望選択制で実施することで、各地域が抱える課題に応じ優先的に必要な実施案件を選択することが可能となる。さらに、実施案件選択制度を実質的に運用することで、自治会及び各種団体組織の自治能力が改善されると共に、地域の自助努力での正当な競争による地域づくりの効果発現が見えてくると考えられる。（自治会及び各種団体組織には、実施する案件を選択する「機会の均等」は確保する必要があるが、その案件を実施するかどうかについては、自治組織の判断に委ねていく必要があると考える。）

さらに、今後の自治活動のブラッシュアップを進めるにあたっては、行政職員との連携が非常に重要になってくる。そこで、行政職員には、実際の自治活動において、どのような議論、協議、調整が行われて自治活動が推進されているのか理解・体験してもらうと共に、行政職員の自治活動の現場への参画、体験を通して有効な協働事業の立案を目指していく。特に、若手の行政職員の自治活動への参画は、行政職員の研鑽としても非常に有効であると考えられるので、積極的に関わる機会を設けていく。

### 3. 目標達成に向けた時期

鷺山自治会連合会及び各種団体の活動内容の精査、実施体制の精査を、5年程度(令和5年頃迄)を集中的な改善、見直し期間とし実施していく。なお、集中的な見直し期間後においても、随時自治活動の見直しを進めていく。

## ◆都市内分権を視野に入れた権限、財源の委譲地区の展開◆

### 1. 現状の課題

岐阜市では、まちづくり協議会等を地域のまちづくりの中核として地域自治を進めることを「岐阜市住民自治基本条例」をはじめ様々な制度の下目指しているが、その延長上にある**都市内分権のモデル実施、それに伴う権限、財源の委譲におけた、具体的な制度設計ができていない**。そのためには、「まちづくり協議会の位置づけとしてカバーする範囲をどのエリアに設定するのか」「まちづくり協議会の地域の代表性についてどのように担保するのか」「どのような権限及び財源について行政が地域に委譲するのか」「まちづくり協議会と行政とのパイプをどのように構築するのか」「事務局機能を担う人材をどのように確保するのか」など、様々な制度設計上の課題をクリアする必要がある。今後、地域自治の根本的な変化を与える可能性がある都市内分権において、より具体的な検討、協議の場を設置すると共に、地域における権限、財源の受け皿となる「まちづくり協議会」が持つべき機能についても検討する必要がある。

### 2. 目指すべき方向性

鷺山地域としては、実質的な権限、財源の委譲において、地域力創生モデル事業の創設時に設定された『モデル地区』のように、**都市内分権制度における『モデル地区』として、その制度を活用し、まちづくり活動を展開できるように、まちづくり協議会をはじめとした住民自治組織の連携、機能強化を進めていく**。

### 3. 目標達成に向けた時期

都市内分権制度における『モデル地区』の設置について、制度設計がされた段階で、運用ができる体制を構築していく。なお、モデル地区設置の時期については、現段階では未定であるため、鷺山地区としては、随時自治活動の体制の検討を進め、機能強化を図っていくものとする。

## ◆多世代交流の場の確保に向けたイベント活動の実施(継続事業)◆

### 1. 実施概要

鷺山においては『多世代交流で住みよいまちへ』の実現に向けて、鷺山本通りを歩行者天国にして『鷺山夏祭り大会』を開催し、多世代交流の場を創出している。



写真 鷺山夏祭り大会の様子

また、鷺山校区文化祭、鷺山校区市民大運動会、鷺山桜の会花見の宴等、鷺山で開催されている様々な地域活動の活性化に向けて、露店運営等地域活動の支援を行っている。



写真 様々な地域活動での露店運営等支援活動

イベント活動による多世代交流の場の創出は、鷺山に関わる人々のコミュニティの結束を高めると共に、新たなまちづくりの担い手の発掘、育成の場としても活用されている。



## ◆鷺山に関わる情報の発信・共有事業(継続事業)◆

### 1. 実施概要

まちづくり活動の基本として、鷺山にお住まいの住民に対して、住んでいるまちでどのようなまちづくり活動が展開されているのか、情報を発信・共有することが重要である。また、その情報が若者から高齢者まで幅広い世代の方々に届けることが重要である。そのため、鷺山地域では、地域コミュニティ紙『ふれあい鷺山』の発行を行い、鷺山で行われているまちづくり活動に関する紹介を紙媒体で届けている。

また、紙媒体と共に、ホームページによる情報発信も活用し、幅広い世代への情報発信を展開するため、鷺山校区コミュニティ情報サイト『さぎ山の広場』も開設し、日々の情報を発信している。



写真 地域コミュニティ紙 『ふれあい鷺山』(左)と  
鷺山地域コミュニティ情報サイト 『さぎ山の広場』(右)

『さぎ山の広場』では、日々のまちづくり活動に関する情報発信の他にも、過去の写真データの閲覧、回覧板情報の公開、地域のまちづくり活動のカレンダー、各種団体の紹介など、鷺山の様々な情報を掲載し、鷺山地域の知のストックとして活用できるように展開している。



その他にも、活動の展開に向けた資金調達活動等も実施し、まちづくり活動の展開を支援している。



写真 JA ぎふ、みのっ太基金の獲得によって拡充された子育て支援活動

今後、まちづくり活動を展開する上で、必要となるまちづくり活動の資源である『人・金・物・情報』の拡充に向けて、様々な支援活動を展開し、鷺山地域で展開されるまちづくり活動の発展に寄与する。

## ◆事業実施スケジュール◆

令和元年度段階での事業実施スケジュールを以下に示す。なお、事業内容によっては、岐阜市をはじめとした関係者との調整が必要な協働事業もあるため、事業実施開始及び完了時期が大幅に変更になる可能性がある。また、事業達成後には、更なる改善活動及び維持管理活動に移行するものとする。

事業項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
まちづくり拠点整備計画・整備											
鷺山公園森林整備											
散策路整備、太子堂の撤去											
鷺山 学びの森のソフト											
さぎっ子クラブの環境整備											
小中学生保護者の子育て支援											
防災体制の再検討											
福祉環境の整備(地域福祉)											
住居表示の整備											
若者世代のまちづくりデータベース構築と情報発信の推進											
若者世代からのまちづくりの担い手の確保											
自治活動のブラッシュアップ											
都市内分権に向けた体制構築											

 : 事業実施期間  : 事業目標達成時期

### ◇継続事業◇

事業項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
多世代交流の場の確保に向けたイベント活動の実施											
鷺山に関わる情報の発信・共有事業											
鷺山で活動を行っている各種団体、活動の支援											